

平成 29 年 第 11 回

志布志市農業委員会総会会議録

志布志市農業委員会

平成 29 年第 11 回農業委員会総会会議録

召集年月日	平成 29 年 11 月 17 日 (金)					
召集の場所	志布志市松山支所 2 階会議室					
開閉会の日時 及び宣言	開会	平成 29 年 11 月 17 日 午前 9 時 30 分				
	閉会	平成 29 年 11 月 17 日 午前 11 時 20 分				
応(不応)招 委員並びに 欠席委員  ○ 出席 × 欠席 △ 不応招 公 公務欠席	議席番号	氏名	出欠の別	議席番号	氏名	出欠の別
	1	橋口 美一	○	18	道山 幸治	○
	2	上野 紀男	○	19	長岡 耕二	○
	3	中村 正人	○	20	—	—
	4	山下 昭一	○	21	萩迫 修作	○
	5	立山 富士雄	○	22	南 眞太郎	○
	6	隈元 健二	○	23	原田 純一	○
	7	吉松 弘文		24	内村 さとみ	○
	8	前迫 重郎	○	25	小園 義行	○
	9	樽野 利秋	○	26	吉野 寅三	○
	10	谷口 泉	○	27	坪山 博志	○
	11	諏訪 光一		28	福重 彰史	○
	12	野口 昭浩	○	29	青山 浩二	○
	13	白坂 正治	○			
	14	福岡 裕幸	○			
	15	中之内 瑞穂	○			
	16	西江園 明	○			
	17	大迫 一郎	○			
会議録署名委員	席番 9 番	樽野 利秋		席番 10 番	谷口 泉	
職務のため出席 した者職氏名	事務局長	福岡		次長兼農地係長	桑迫	
	主幹兼係長	新村		主任主査	永野	
	主任主査	中尾		主任主査	大野	
委員会日程名	別紙のとおり					

<p>会議に付した 事 件</p>	<p>議案第 85 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について  議案第 86 号 農業振興地域整備計画変更協議に係る意見について  議案第 87 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について  議案第 88 号 非農地証明願の承認について  議案第 89 号 非農地証明願に伴う調査委員の指名について  議案第 90 号 農用地利用集積計画の一部取消しについて  議案第 91 号 農用地利用集積計画決定について  議案第 92 号 農業経営基盤強化促進法に基づくあっせん委員の指名に  ついて</p>
-----------------------	---

議長	山下	<p>ただいまから、平成 29 年第 11 回志布志市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>それでは、日程第 1、会議録署名委員の指名をいたします。</p> <p>志布志市農業委員会、会議規則第 24 条の規定により、席番 9 番、樽野委員と、席番 10 番、谷口委員を指名いたします。</p> <p>よろしく願いいたします。</p> <p>次に日程第 2、会期の決定についてを議題といたします。</p> <p>お諮りします。会期は本日 1 日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p>
会場		(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。よって会期は、本日 1 日限りと決定いたします。</p> <p>次に日程第 3、休会中の報告を行います。</p> <p>最初に、幹旋の経過につきまして、橋口委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	橋口	<p>〇〇さんのあっせんの分ですけれども、今、あっせん活動をしており、現地等を何人かの方に見に行ってもらったのですが、畑の周りに山があるということで作物によっては落ち葉等が落ちてきてなかなか難しいようなことを言われました。もう少し、あっせん活動を続けたいと思います。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。</p> <p>次に、白坂委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	白坂	<p>9 月に依頼のありました〇〇さんの畑が成立いたしましたので報告いたします。議案書 4 ページ番号 29 ですが、譲渡人が志布志町志布志〇〇番地の〇〇さん、譲受人が松山町泰野〇〇番地の〇〇さんです。内容は記載のとおりで畑 860 m<sup>2</sup>です。価格は 20 万円でした。この土地には甘藷を作付けするとのことでした。場所は、自宅から 7、8 分のところにあります。あっせんは福岡委員と行ないました。</p> <p>もう一筆の畑、番号 36 ですが柿木瀬戸の畑 1,217 m<sup>2</sup>です。譲受人は、松山町泰野〇〇番地の〇〇さんです。〇〇さんは、そば、菜種等を作付けしていて、この土地にはそばを作付けするとのことでした。自宅から車で 10 分のところにあります。価格は、11 万円でした。あっせんは福岡委員と行ないました。報告を終わります。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。</p> <p>次に、前迫委員の報告をお願いいたします。</p>

委員	前迫	3件、一緒をお願いします。 あっせんのこの3件分でございますが、ただ今、活動中でございます、継続して活動してまいります。以上です。
議長	山下	はい、ご苦労さまでございました。 次に、小園委員の報告をお願いいたします。
委員	小園	〇〇さんの分ですが、5筆あるのですが、あっせん活動をしておりまして、その中の志布志町安楽4117番畑で1,084㎡という土地があるのですが、ここがあっせんをしていく中で調査杭が打ってあったりしたものですから市の建設課へ行って確認をしてきました。そうしたところ、高速道路の用地として丁度真ん中から3分の2が高速道路にかかるということで、あっせんに依頼された方に高速道路がかかるということで、ここの分については、取り下げをどうでしょうかということで、不都合が生じるとまずいと思いましたが取り下げをお願いしたところ、取り下げをさせて下さいということでしたので、これについては、あっせん取り下げの手続きをお願いしたいと思います。他につきましては、価格の面で少し調整をさせていただいているということで活動中ということで報告させていただきます。お願いします。
議長	山下	はい、ご苦労さまでございました。 ただ今、小園委員から、〇〇さんの志布志町安楽4117番の土地についてあっせん打ち切りの報告がありましたが、報告どおり、打ち切りとすることに、ご異議ありませんか
会場		(異議なし)
議長	山下	異議なしということですので、この1筆は打ち切りといたします。
局長	福岡	はい、議長。この4117番の土地につきましては、事務局の方で処理してまいります。今後、あっせんの受付時は、よく確認、聞き取りをしていきたいと思っております。
議長	山下	次に、萩迫委員の報告をお願いいたします。
委員	萩迫	あっせんが成立いたしましたので、報告をいたします。議案書4ページの30番になります。譲渡人は有明町伊崎田鍋自治会にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、同じく伊崎田鍋自治会にお住まいの〇〇さんです。あっせん農地は議案書に記載のとおり畑868㎡です。〇〇さん宅のすぐ近くにあります。〇〇さんは、お茶の認定農業者でございます。ここには、野菜、

		<p>甘藷を作付けするということでした。あっせん委員は青山委員と私で、あっせん成立日は11月8日、価格は、総額で35万円でした。報告を終わります。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。</p> <p>次に、南委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	南	<p>10月にあっせんの依頼のありました〇〇さんの土地が成立しましたので報告いたします。譲受人は、志布志町安楽〇〇番地の〇〇さんです。農地については、議案書に記載されているとおりで田 964 m<sup>2</sup>、965 m<sup>2</sup>の2筆でございます。これは従前から〇〇さんが耕作されているということでございます。あっせん委員は、私と南委員で行ないました。価格は10a当たり40万程度ということで10月24日に成立いたしました。以上で報告を終わります。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。</p> <p>次に、吉野委員の報告をお願いいたします。</p> <p>3件、一緒をお願いします。</p>
委員	吉野	<p>先月の総会であっせん依頼のありました番号32、33、34を報告させていただきます。</p> <p>内容は、記載のとおりですが、まず、32番、譲渡人は、熊本にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、志布志町安楽〇〇番地の〇〇さんです。33番は、鹿児島市にお住まいの〇〇さんで譲受人は同じく〇〇さんです。譲渡人の2人は兄弟でございます。親が半分ずつ分けた田でございまして、〇〇さんが長年耕作されておりました。場所は、上門橋の近くになります。金額は10a当たり20万円で成立をしたところでございます。</p> <p>続きまして34番、譲渡人は、上門にお住まいの〇〇さん、先ほどの2人のお母さんにあたります。譲受者は、同じく、上門にお住まいの〇〇さんで生産牛約20頭の農家でございます。9筆で合計5,036 m<sup>2</sup>でございまして、ここも10a当たり約20万円で成立をいたしました。農地集積上、私たちが将来を見越して〇〇さんに話を持ちかけ、成立したところでした。以上、報告をおわります。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。</p> <p>次に、青山委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	青山	<p>5ページ、番後35について報告いたします。</p>

	<p>10月に依頼のありました〇〇さん分が成立いたしましたので報告いたします。譲受人は、有明町伊崎田〇〇番地〇〇 有限会社〇〇代表取締役〇〇さんでございます。</p> <p>場所につきましては、県道志布志福山線沿いの三七十庵から室太郎自治会に抜ける市道がございます。そこを200メートル直進し、右折いたします。さらに200メートル直進し、左側の畑になります。</p> <p>あっせん成立日は、11月8日、地目は畑、面積は2,723㎡で現在、茶畑でございます。価格は、総額で230万円でございます。あっせん委員は、中之内委員と私青山でございます。以上、報告を終わります。</p> <p>はい、ご苦労さまでございました。</p> <p>次に、私の関係分について、報告いたします。</p> <p>10月26日から27日にかけて、鹿児島県各市農業委員会連絡協議会が、指宿市で開催されました。</p> <p>県内各市における、課題等が提出され、意見交換が行われました。</p> <p>11月6日に、大隅地区農業委員会農地利用推進研修会が開催されました。</p> <p>11月13日に、県農業会議の諏訪園会長と大津事務局長が来庁され、女性農業委員の登用促進についてお願いがありました。</p> <p>11月16日、松山町農業者年金受給者会のグランドゴルフ大会が、城山総合運動公園陸上競技場において開催されました。57名の出席でした。</p> <p>次に、日程第4、議案第85号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。</p> <p>今回は、14件の申請でございます。</p> <p>まず、7ページ、番号121番を審議いたします。</p> <p>番号121番は、譲受人が市外住民であるため、本日の総会に、譲受人であります〇〇さんの出席を要請してございます。</p> <p>〇〇さんの、入室を許可いたします。</p>
<p>議長 山下</p> <p>会場</p> <p>議長 山下</p> <p>主任主査 大野</p>	<p>(福森氏 入室)</p> <p>事務局で説明をお願いいたします。</p> <p>はい議長、それでは議案第85号、農地法第3条の規定による許可申請の番号121番について説明申しあげます。</p> <p>議案書は、7ページです。</p> <p>まず、譲渡人は志布志市松山町新橋にお住まいの〇〇さん64歳で、譲受</p>

		<p>人は曾於市大隅町岩川にお住まいの〇〇さん 38 歳です。</p> <p>申請地は、記載されておりますとおりでございますが、畑が 1 筆で 1,000 平方メートルです。</p> <p>〇〇さんは、確認したところ認定農業者ではありませんでしたので、本日も出席いただいております。詳細につきましてはお尋ねいただければと思います。</p> <p>今回の申請地の場所でございますが、松山町道の駅前の県道を都城方向に 2 km ほど進んだ右手にあります。</p> <p>〇〇さんの農業経営につきましては、総会資料 6 ページに記載されておりますが、水稲、ニンニク、ホウレンソウ、玉ネギを栽培されております。今回取得する畑は現在何も耕作しておりませんが、今後はニンニクを作付けしていくとの事であります。</p> <p>申請事由は譲渡人につきましては相手方の要望、譲受人につきましては規模拡大でございます。</p> <p>以上のように、全部効率利用要件、下限面積、地域調和要件等、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないと考えられ許可基準のすべてを満たしていると考えます。また、周囲の状況からも支障はないと思われまます。</p> <p>以上で、番号 121 番について説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	山下	<p>はい、それでは、番号 121 番を審議いたします。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
委員	立山	<p>〇〇さん、ご苦労様です。まず、取得された後はニンニクを作付けされることですが、時間はどれくらいかかりますか。</p>
農業者	福森	<p>自宅から約 15 分です。</p>
議長	山下	<p>よろしいでしょうか。ほかにありませんか。</p>
会場		<p>(なし)</p>
議長	山下	<p>ご意見もないようで ございますので、ここで、〇〇さんには、退席をお願いいたします。</p> <p>お忙しいところ、ありがとうございました。</p>
会場		<p>(福森氏 退席)</p>
議長	山下	<p>それでは、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>



議長	山下	異議なしと認めます。
		次に、番号 122 番を審議いたします。
		大迫委員説明をお願いいたします。
委員	大迫	会長より依頼のありました、番号 122 番を報告いたします。
		譲渡人は、志布志市松山町新橋〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市松山町新橋〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。会社員でございます。親子になります。
		申請地は議案書に記載されているとおりです。申請地の場所ですが、田は松山小学校から北に 300 メートルぐらい行き、そこを右に 200 メートルから 300 メートル行った間に 2 箇所あります。
		畑は、松山インターから県道 110 号線を泰野方向へ 400 メートル行き、それを 500 メートル行ったところに猪木山の畑があります。そして、古園と小園は北に 50 メートルぐらい行ったところにあります。甘藷が収穫された後でございました。譲受人は、水稻と甘藷を栽培されている兼業農家です。
		農機具は、トラクター 1 台、バインダー 1 台、軽自動車 1 台を保有されています。
		以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の適格者と思われまます。また周囲の状況からも支障はないと思われまます。
		ご審議方よろしくお願ひします。
議長	山下	はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場		(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場		(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。
		次に、8 ページ、番号 123 番を審議いたします。
		番号 123 番から、9 ページ、番号 125 番までは、関連がございますので、一緒に説明を受けたいと思ひますが、ご異議ございませんか。
会場		(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。

委員 大迫

それでは、大迫委員説明をお願いいたします。

会長より依頼のありました、番号 123 番、124 番、125 番は譲受人が同じであるため続けて報告させていただきます。

まず、田の 123 番について、譲渡人は、志布志市松山町新橋〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市松山町泰野〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。

申請地は議案書に記載されているとおりです。申請地の場所は、松山インターから泰野方面に 550 メートル行き、右に 350 メートル行った左手にあります。そばが作付けされておりました。

〇〇さん宅からは、車で約 10 分のところにございます。

次に 124 番について、譲渡人は、志布志市松山町泰野〇〇番地〇〇にお住まいの〇〇さんです。申請地の場所は、田之浦小学校から高岡方面に 1 キロぐらい行くと大久保橋があります。それを渡り、2 キロぐらい行くと三差路があります。そこを左に 600 メートルぐらい下った左手になります。4 筆とも隣接した田です。菜種を作付けするとのことでした。本人宅からは、車で約 25 分のところにございます。

次に、番号 125 番について、譲渡人は、曾於郡大崎町菱田〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。申請地の場所ですが、尾野見から田之浦方面に行くと大野原公民館があります。公民館から 300 メートル行きそこを 500 メートルぐらい北に行った所に 579 番 2、594 番 2 の田が右下にあります。さらに北に 150 メートルぐらい行った所に 3 筆の田があります。

本人宅からは、車で約 20 分のところにございます。ソバが植えてありました。

畑の 2353 番 1 は、松山中学校から尾野見方向に 1 キロ行くと田之浦に行く三差路があります。それを南に 50 メートル行った所が譲受人の〇〇さん宅でそれに隣接した畑です。経営状況は、日本蜂と花木、そば、菜種をさるとのことでした。日本蜂を育てるため、蜂の蜜源になる作物を栽培するということでした。

農機具は、トラクター 2 台、耕運機 1 台等を保有されています。

以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の適格者と思われま。また周囲の状況からも支障はないと思われま。

ご審議方よろしくお願ひします。

議長	山下	はい、ご苦労さまでございました。まず、番号 123 番を審議いたします。 これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場		(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めること にご異議ございませんか。
会場		(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。 次に、番号 124 番を審議いたします。これにつきましてなにかご意見ご ざいませんか。
会場		(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めること にご異議ございませんか。
会場		(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。 次に、9 ページ、番号 125 番を審議いたします。これにつきましてなに かご意見ございませんか。
会場		(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めること にご異議ございませんか。
会場		(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。 次に、番号 126 番を審議いたします。 小園委員説明をお願いいたします。
委員	小園	会長より依頼のありました、番号 126 番を報告いたします。 譲渡人は、神奈川県横浜市旭区左近山〇〇番地の〇〇号にお住まいの〇 〇さんで、譲受人は、志布志市志布志町安楽〇〇番地にお住まいの株式会 社〇〇代表取締役〇〇さんでございます。 申請地は議案書に記載されているとおりですが、申請地の場所は、志布 志南之郷線沿いの西横下自治会に廣寿司という寿司屋さんがあります。そ れを田之浦方面に 100 メートル行きますしてそこから右に約 400 メートル進 んだところの右手の土地でありました。 本人宅からは、約 5 分のところでございます。現在、ケール等が植え付

		<p>けられておりました。</p> <p>〇〇さんは、ケール、キャベツ、ピーマン等を主に栽培されておりました。申請地にもキャベツ等を植える予定ということでございました。農機具等も、全て保有されております。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また、農業生産法人としての報告等もきちんとされていると事務局の方から聞いておりました。3条の適格者と思われますのでご審議よろしくお願ひします。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場		(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場		(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、10 ページ、番号 127 番を審議いたします。</p> <p>西江園委員説明をお願いいたします。</p>
委員	西江園	<p>会長より依頼のありました、番号 127 を報告いたします。</p> <p>譲渡人は、志布志市志布志町帖〇〇番地にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、志布志市志布志町志布志三丁目〇〇番〇〇号にお住まいの〇〇株式会社代表取締役 〇〇さんです。</p> <p>申請地等は議案書に記載されているとおりでございまして、本人宅からは、5キロぐらい離れております。</p> <p>〇〇さんは、認定農業者であり奥さんと一緒にビニールハウスでキュウリ、カラーピーマンを栽培しており、申請地にもキュウリ、カラーピーマンを作付けする予定とのことでした。</p> <p>農機具は、大規模でありトラクター、トラック等必要な機械はほとんど保有していらっしやいました。</p> <p>申請人は、約 1.5 ヘクタールのビニールハウスでパートを含めて9人雇用して、さらに規模拡大を予定しているということで、今回この土地を求めるとのことでした。現地は、現在、飼料が作付けされております。若い方で意欲・熱意があり大手と契約栽培されているということでした。</p>

		<p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また周囲の状況からも支障はないと思われます。</p> <p>ご審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場		(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございませすので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場		(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めませす。</p> <p>次に、番号128番を審議いたします。</p> <p>吉野委員説明をお願ひいたします。</p>
委員	吉野	<p>会長より依頼のありませす、番号128を報告いたします。</p> <p>譲渡人は、志布志市志布志町安樂〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>譲受人は、志布志市志布志町安樂〇〇番地にお住まいの〇〇さん 34歳です。〇〇さんは上門におられませす。</p> <p>申請地は議案書に記載されておるとおりで、申請地の場所は、県道上門吉村線から南の方へ 700~800メートルくらい下りた所の野井倉土地改良区の水田地帯の所で酪農を営んでおられませす。この場所は本人宅の前におありませす。</p> <p>〇〇さんは、両親と3人で乳牛75頭の経営をしておられませす。この場所もソルゴーを作付けするとのことでした。</p> <p>農機具は、大型トラクター4台等酪農経営に必要な機械は全て揃えておられませす。この土地を含めて、高齢の方々からも賃借等多くの土地を耕作しておられませすあり難いと思っておられませす。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われませす。また周囲の状況からも支障はないと思われませす。</p> <p>ご審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場		(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございませすので、お諮りします。これを認めること</p>

<p>会場 議長 山下</p> <p>委員 橋口</p>	<p>にご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、11 ページ、番号 129 番を審議いたします。</p> <p>橋口委員説明をお願いいたします。</p> <p>会長より依頼のありました、番号 129 番を報告いたします。</p> <p>譲渡人は、志布志市志布志町帖〇〇番地にお住まいの〇〇さん、譲受人は、志布志市志布志町内之倉〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>申請地は議案書に記載されているとおりです。申請地の場所は、本人宅より車で5分のところにあります。</p> <p>〇〇さんは、生産牛を8頭飼育されており申請地には普通水稻、その後牧草を作付けする予定とのことです。</p> <p>農機具は、トラクター、田植機、バインダー等を保有されておりました。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われまます。また周囲の状況からも支障はないと思われまます。</p> <p>ご審議方よろしくお願ひします。</p>
<p>議長 山下</p>	<p>はい、ご苦勞さまでございました。これにつましましてなにかご意見ございませんか。</p>
<p>会場</p>	<p>(なし)</p>
<p>議長 山下</p>	<p>ご意見もないようでございませすので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
<p>会場</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>議長 山下</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号 130 番を審議いたします。</p> <p>青山委員説明をお願いいたします。</p>
<p>委員 青山</p>	<p>会長より依頼のありました、議案第 85 号、番号 130 を報告いたします。</p> <p>譲渡人は、愛知県名古屋市瑞穂区苗代町〇〇番〇〇号にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、志布志市有明町伊崎田〇〇番地〇〇にお住まいの〇〇さんでございませす。</p> <p>申請地は議案書に記載されているとおりで、場所につましましては、8515 番地 6 については、市道山之口末広 1 号線沿いの有明ガラス店を末広方面へ 800 メートル行くと末広橋がございませす。その橋の手前を左折し 50 メー</p>

		<p>トル行った所の右側の田になります。</p> <p>8450 番地 1 については、先ほどの末広橋を過ぎ、右折し 600 メートル行った所の右側の田になります。</p> <p>〇〇さんご本人宅からは、8516 番地 6 は車で 4 分、8450 番地 1 は車で 7 分の所にございます。</p> <p>〇〇さんは、兼業農家でございまして、水稻を栽培しており申請地にも水稻を作付けする予定とのことでございました。</p> <p>農機具は、トラクター1台、バインダー1台、軽トラック1台を保有しております。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また周囲の状況からも支障はないと思われます。</p> <p>ご審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦勞さまでございました。これにつきてなにかご意見ございませんか。</p>
会場		(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場		(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号 131 番を審議いたします。</p> <p>南委員説明をお願ひいたします。</p>
委員	南	<p>会長より依頼のありました、番号 131 を報告いたします。</p> <p>譲渡人は、志布志市有明町野井倉〇〇番地通山校区にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市有明町野井倉〇〇番地同じく通山校区にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>申請地は議案書に記載されているとおりで、場所は、野井倉飛行場地区の中央部農道の交差点から市道を南へ 100 メートル程行った所にございます。本人宅からは、約 2 キロメートルのところでございます。</p> <p>〇〇さんは、農業者で水稻、甘藷、ソマを主に栽培しております。申請地には水稻、ソマを作付けする予定とのことでございます。</p> <p>農機具は、トラクター、田植機、バインダー、軽トラを保有されております。</p>

		<p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また周囲の状況からも支障はないと思われます。</p> <p>ご審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場		(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございませすので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場		(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めませす。</p> <p>次に、12 ページ、番号 132 番を審議いたします。</p> <p>樽野委員説明をお願ひいたします。</p>
委員	樽野	<p>会長より依頼のありませす、番号 132 番を報告いたします。</p> <p>譲渡人は、志布志市有明町野神〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市有明町野神〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>申請地は議案書に記載されているとおりです。親子による受贈です。</p> <p>1778 番 2 は、宇土鼻の信号より J A あおぞら総合福祉センターの方へ 1 キロ行つた所の田です。</p> <p>1947 番 3 は、田で蓬原郵便局の前にあります。本人宅からは、3 分から 5 分のところにあります。</p> <p>申請地には、現在、カンランが植えてありませす。</p> <p>農機具については、トラクター 1 台を保有されていませす。</p> <p>以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の適格者と思われませす。</p> <p>ご審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場		(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございませすので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場		(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めませす。</p>



<p>委員 原田</p>	<p>次に、番号 133 番を審議いたします。</p> <p>原田委員説明をお願いいたします。</p> <p>会長より依頼のありました、番号 133 番をについて報告いたします。</p> <p>譲渡人は、志布志市有明町原田〇〇番地にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、志布志市有明町原田〇〇番地にお住まいの〇〇さんでございます。</p> <p>申請地は議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は、原田小学校より南へ 100 メートル行きますと田原川がございます。その橋を渡り 50 メートル行った所の左側の角地でございます。</p> <p>本人宅の隣の土地でございます。</p> <p>〇〇さんは、夫婦 2 人で水稻、甘藷を栽培されております。この土地には、野菜を作付けするとのことでした。</p> <p>農機具は、トラクター 1 台、田植機 1 台、バインダー 1 台、マルチ機械等を保有されております。</p> <p>以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の適格者と思われます。また周囲の状況からも支障はないと思われます。</p> <p>ご審議方よろしくお願ひします。</p>
<p>議長 山下</p>	<p>はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
<p>会場</p>	<p>(なし)</p>
<p>議長 山下</p>	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
<p>会場</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>議長 山下</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号 134 番を審議いたします。</p> <p>番号 134 番は、中之内委員に 関係がございますので、農業委員会等に関する 法律第 31 条の規定により、中之内委員には、ここで、退席をお願いいたします。</p>
<p>会場</p>	<p>(中之内委員 退席)</p>
<p>議長 山下 委員 青山</p>	<p>それでは、青山委員説明をお願いいたします。</p> <p>会長より依頼のありました、議案第 85 号、番号 134 を報告いたします。</p> <p>譲渡人は、宮崎県北諸県郡三股町大字宮村〇〇番地〇〇にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、志布志市有明町伊崎田〇〇番地にお住まいの〇〇さ</p>

		<p>んでございます。</p> <p>申請地は議案書に記載されているとおりでございますが、場所は、市道山之口宝永線沿いの伊崎田保育園を山之口方面へ 300 メートル行くと交差点がございます。</p> <p>その交差点を右折し、さらに 300 メートル直進した右側の畑になります。</p> <p>〇〇さん宅からは、車で 7 分の所でございます。〇〇さんは、認定農業者であり、イチゴと水稻を主に栽培しており、申請地にはみかん及びイチゴの苗床を栽培する予定とのこととございました。</p> <p>また、トラクター 2 台、田植機 1 台、軽トラック 1 台を保有しております。</p> <p>以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の適格者と思われま。また周囲の状況からも支障はないと思われま。</p> <p>ご審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場		(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場		(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。ここで中之内委員の入室を許可します。</p>
会場		(中之内委員 入室)
議長	山下	<p>よって日程第 4、議案第 85 号、農地法第 3 条の規定による許可申請については、原案どおり決定をいたしました。</p> <p>次に、日程第 5、議案第 86 号、農業振興地域整備計画変更協議に係る意見についてを議題といたします。</p> <p>14 ページ、番号 18 番を 審議いたします。</p> <p>現地を調査された、上野委員の 報告をお願いいたします。</p> <p>議案第 86 号、番号 18 番についてご報告いたします。</p> <p>調査日は 11 月 6 日、調査委員は野口委員、青山委員と私と事務局より 1 名、農政畜産課 1 名でございました。</p> <p>申請人は、志布志市有明町野井倉〇〇番地〇〇の〇〇さんです。</p> <p>立会人は、〇〇さん本人でした。別紙資料は 9 頁～11 頁になります。</p>
委員	上野	

		<p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。親子になります。</p> <p>場所は、県道 513 号線の大崎宮ヶ原線の元菱田中学校より北へ 2 キロ行った上普現堂の公民館の西隣でございます。</p> <p>変更後の用途は農家住宅です。</p> <p>周囲の状況は、北側は公衆用道路、東側は上普現堂の公民館でございます、南側は畑、西側は公衆用道路でございます。排水は、集落排水を利用することです。</p> <p>申請地は 10 ヘクタール以上の広がりがあり、第 1 種農地に該当します。第 1 種農地の転用は原則不許可ですが、申請地は集落の周辺部に位置し、農地転用を許可できる場合の集落接続の要件を満たしていると思われま</p> <p>す。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農用地より除外しても問題ないとの意見の一致をみました。</p> <p>ご審議方、よろしく申し上げます。終わります。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまで ございました。これにつきまして、なにかご意見ございませ</p> <p>んか。</p>
会場		(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようで ございますので、お諮りいたします。農用地区域からの除外を認めることに、ご異議ございませ</p> <p>んか。</p>
会場		(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号 19 番を 審議いたします。</p> <p>現地を調査された、野口委員の 報告をお願いいたします。</p>
委員	野口	<p>議案第 86 号、番号 19 番を報告いたします。</p> <p>別紙資料は 12 頁～15 頁になります。調査日は 11 月 6 日、調査委員は上野委員、青山委員と私です。</p> <p>申請人は、志布志市有明町野神〇〇番地の〇〇さんです。</p> <p>立会人は、〇〇さん本人でした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。</p> <p>場所は、国道 269 号線の有明の芝用交差点から野神方面へ約 1,500 メートル進み、そこを右折して 1 キロ程進んだ所の頭方限集落内にはいります。</p>

		<p>変更後の用途は車庫・倉庫です。</p> <p>周囲の状況は、北側は宅地、東側は公衆用道路、南側は畑、西側も畑です。申請地につきましては、住宅を建設した際に翌年に申請地に車庫兼倉庫を建設したとのことです。始末書も提出されています。</p> <p>申請地は10ヘクタール以上の広がりがあり、第1種農地に該当します。第1種農地の転用は原則不許可ですが、申請地は集落の周辺部に位置し、農地転用を許可できる場合の集落接続の要件を満たしていると思われると思います。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農用地より除外しても問題ないとの意見の一致をみました。</p> <p>ご審議方、よろしくお願いいたします。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場		(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りいたします。農用地区域からの除外を認めることに、ご異議ございませんか。</p>
会場		(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第5、議案第86号、農業振興地域整備計画変更協議に係る意見については、計画変更を認めるよう、市長に提出することに決定をいたしました。</p> <p>次に、日程第6、議案第87号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。</p> <p>最初に、16ページ、番号60番を審議いたします。</p> <p>現地を調査された隈元委員の報告をお願いいたします。</p> <p>議案第87号、番号60番についてご報告します。</p> <p>調査日は11月6日、調査委員は長岡委員、小園委員と私です。別紙説明資料は16頁から18頁になります。</p> <p>譲渡人は、曾於市末吉町岩崎〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市松山町泰野〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。立会人は、〇〇さん本人でした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。</p>
委員	隈元	

		<p>場所は、泰野小学校前から南之郷へ向かう県道柿木志布志線にある特別擁護老人ホームやっちくの入口から北へ 250 メートル程行ったところです。転用目的は養蜂場です。</p> <p>周囲の状況は、北側は山林、東側は田、南側も田、西側は山林です。</p> <p>申請地は 10 ヘクタール以上の広がりがあり、第 1 種農地に該当します。第 1 種農地の転用は原則不許可ですが、申請地は集落の周辺部に位置し、農地転用を許可できる場合の農業用施設に該当します。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。</p> <p>ご審議方、よろしくお願ひします。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場		(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。</p>
会場		(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号 61 番を審議いたします。</p> <p>現地を調査された小園委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	小園	<p>はい。5 条の番号 61 番についてご報告いたします。</p> <p>調査日は 11 月 6 日、調査委員は隈元委員、長岡委員と私小園でございます。</p> <p>譲渡人は、志布志市志布志町安楽〇〇番地〇〇にお住まいの〇〇さん、同じく、志布志市志布志町安楽〇〇番地の〇〇さんでございます。譲受人は、志布志市志布志町安楽〇〇番地にお住まいの〇〇さんでございます。立会人は、行政書士の〇〇さんでございます。別紙説明資料は 19 頁から 21 頁になります。</p> <p>申請地でございますが、3 筆ほどあります。の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりでございます。</p> <p>場所ですけれども、市道町原弓場ケ尾線を港方面からホームマン方向に向かいまして宮原葬祭があります。そこを過ぎたところにありますグリーンロードと交わる交差点を左へ 100 メートルほど進んだところの左手に位</p>

		<p>置するところでございます。</p> <p>転用目的は、現在、病院を経営されておりますが、道路拡張で移転を余儀なくされているということで病院建設でございます。</p> <p>周囲の状況は、北側は公衆用道路、東側は宅地、南側は畑、西側も畑ということでございます。配水は、グリーンロード沿いの側溝に流すとのことでございます。</p> <p>申請地の農地区分は、10ヘクタール以上の広がりがあるため、第1種農地に該当します。第1種農地の転用は原則不許可ですが、申請地は集落の周辺部に位置し、農地転用を許可できる場合の集落接続の要件を満たしているということで、以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみたところでございます。</p> <p>ご審議、よろしく申し上げます。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場		(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。</p>
会場		(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号62番を審議いたします。</p> <p>同じく、現地を調査された小園委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	小園	<p>同じく、62番について報告します。</p> <p>調査日は同じく11月6日で、調査委員は同じく隈元委員、長岡委員と私でございます。</p> <p>譲渡人は、志布志市志布志町安楽〇〇番地〇〇にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、鹿屋市札元一丁目〇〇番〇〇号の有限会社〇〇さんでございます。立会人は、行政書士の〇〇さんでございます。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりでございます。</p> <p>場所ですが、先ほど61番で報告しましたその隣ということでございます。</p> <p>転用目的は、薬局ということでございます。</p>

<p>議長 山下</p>	<p>周囲の状況は、北側は公衆用道路、東側は宅地、南側は畑、西側も畑ということで、排水は、グリーンロード沿いの側溝に流すということでございました。</p> <p>申請地の農地区分は、10ヘクタール以上の広がりがあるため、第1種農地に該当します。第1種農地の転用は原則不許可ですが、申請地は集落の周辺部に位置し、農地転用を許可できる場合の集落接続の要件を満たしていると思われま</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみたところでございます。</p> <p>ご審議方、よろしくお願ひします。</p> <p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ござ</p>
<p>会場 議長 山下</p>	<p>いませ</p> <p>(なし)</p> <p>ご意見もないよう</p> <p>にご異議ござ</p>
<p>会場 議長 山下</p>	<p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認め</p>
<p>委員 小園</p>	<p>次に、17ページ、番号63番を審議いた</p> <p>同じく、現地を調査された小園委員の報告をお願いいた</p> <p>同じく、番号63番について報告いた</p>
<p>委員 小園</p>	<p>調査日は11月6日、調査委員は隈元委員、長岡委員と私小園でござ</p> <p>譲渡人は、志布志市志布志町安楽〇〇番地にお住まいの〇〇さん、同じく、志布志市志布志町安楽〇〇番地の〇〇さんでござ</p> <p>志布志市志布志町安楽〇〇番地の株式会社〇〇代表取締役〇〇さんでござ</p> <p>立会人は、本人でござ</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりで、別紙説明資料は25頁から27頁でござ</p> <p>場所ですが、グリーンロード志布志線から先ほど報告しました土地を右側に建設中のアパートがあります。それを市道久保線にはいりまして下の方へ約570メートル進みまして、そこからさらに西の方へ高速道路建設箇所を通りまして200メートルほど進んだところに位置する場所</p>

		<p>した。</p> <p>転用目的は事務所・倉庫・駐車場ということでございます。</p> <p>周囲の状況は、北側は畑、東側も畑、南側は宅地、西側は公衆用道路でございます。排水は、市道の側溝に流すとのことでもございました。</p> <p>申請地の農地区分は、10ヘクタール以上の広がりがあり、第1種農地に該当します。第1種農地の転用は原則不許可ですが、申請地は集落の周辺部に位置し、農地転用を許可できる場合の集落接続の要件を満たしていると思われまます。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。</p> <p>ご審議、よろしくお願ひします。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場		(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。</p>
会場		(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号64番を審議いたします。</p> <p>現地を調査された長岡委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	長岡	<p>それでは、議案第87号、番号64番について報告させていただきます。</p> <p>調査日は11月6日、調査委員は隈元委員、小園委員と私、事務局2人出席のもと調査を行ないました。</p> <p>譲渡人は、志布志市志布志町安楽〇〇番地にお住まいの〇〇さんであります。譲受人は、志布志市志布志町志布志〇〇番地〇〇にお住まいの〇〇さんであります。親子であります。立会人は、〇〇さんでありました。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりであります。別紙説明資料は28頁から30頁に記載されております。</p> <p>申請地の場所ですが、志布志町安楽の雨堤で、市道昭和弓場ケ尾線の株式会社さかうえの事務所から南へ50メートル行った市道沿いにあります。</p> <p>転用目的は一般住宅であります。</p> <p>周囲の状況といたしましては、北側は宅地、東側は公衆用道路、南側は</p>



		<p>畑、西側も畑であります。排水は、市道の側溝へ流すということでありま す。</p> <p>申請地は10ヘクタール以上の広がりがあり、第1種農地に該当します。 第1種農地の転用は原則不許可ですが、申請地は集落の周辺部に位置し、 農地転用を許可できる場合の集落接続の要件を満たしていると思われま す。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意 見の一致をみました。</p> <p>ご審議方、よろしくお願ひいたします。終わります。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ござ いませんか。</p>
会場		(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めること にご異議ございませんか。</p>
会場		(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、18ページ、番号65番を審議いたします。</p> <p>現地を調査された隈元委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	隈元	<p>議案第87号、番号65番についてご報告いたします。</p> <p>調査日は11月6日、調査委員は長岡委員、小園委員と私隈元です。</p> <p>譲渡人は、志布志市志布志町内之倉〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。 譲受人は、志布志市志布志町内之倉〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。 親子です。立会人は、父親の〇〇さんでした。</p> <p>別紙説明資料は31頁から33頁になります。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。</p> <p>場所は、県道南之郷志布志線にある駒水酒店から北東へ800メートルほ ど行ったところです。</p> <p>転用目的は牛舎・堆肥舎・牛の運動場です。堆肥者は、既に建てられて おりまして始末書が添付してあります。新たに牛舎を建てられるというこ とで今回の申請です。</p> <p>周囲の状況は、北側は公衆用道路、東側は山林、南側も山林、西側は畑 です。排水は、近くの側溝に流すということの問題はありませんでした。</p>

		<p>申請地の農地区分は、10ヘクタール以上の広がりもなく、土地改良事業もはっていないため第2種農地のその他の農地に該当します。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。</p> <p>ご審議方、よろしく申し上げます。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場		(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。</p>
会場		(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号66番を審議いたします。</p> <p>番号66番は、先ほどの議案第86号、農業振興地域整備計画変更協議に係る意見についての番号19番で審議されましたところの5条申請でございます。</p> <p>これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場		(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。</p>
会場		(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号67番を審議いたします。</p>
委員	上野	<p>現地を調査された上野委員の報告をお願いいたします。</p> <p>議案第87号、番号67についてご報告いたします。</p> <p>調査日は11月6日、調査委員は野口委員、青山委員と私で、事務局より1人、農政課より1人出席のもと調査いたしました。</p> <p>譲渡人は、〇〇にお住まいの〇〇さんでございます。譲受人は、志布志市有明町原田〇〇番地にお住まいの〇〇さんでございます。立会人は、〇〇さんでした。</p> <p>別紙説明資料は35頁から37頁になります。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。</p>

		<p>場所は、県道 523 号線の志布志芝用線の宇土鼻交番より西へ 100 メートルの所を左折し 100 メートル行った南側にあります。</p> <p>転用目的は駐車場・資材置場でございます。</p> <p>周囲の状況は、北側は宅地、東側は畑、南側も畑、西側は公衆用道路です。</p> <p>申請地は 10 ヘクタール以上の広がりがあり、第 1 種農地に該当します。第 1 種農地の転用は原則不許可ですが、申請地は集落の周辺部に位置し、農地転用を許可できる場合の集落接続の要件を満たしていると思われま</p> <p>す。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。</p> <p>ご審議方、よろしく申し上げます。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場		(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。</p>
会場		(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第 6、議案第 87 号、農地法第 5 条の規定による許可申請については、転用を認めるよう、県知事に進達することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第 7、議案第 88 号、非農地証明願の承認についてを議題といたします。</p> <p>20 ページ、番号 41 番を審議いたします。</p> <p>現地を調査された、長岡委員説明をお願いいたします。</p> <p>議案第 88 号、番号 41 番を報告させていただきます。</p> <p>調査日は 11 月 6 日、調査委員は隈元委員、小園委員と私長岡でありました。</p> <p>申請人は、志布志市志布志町志布志〇〇番〇〇号にお住まいの〇〇さんであります。</p> <p>立会人は代理人の〇〇さんでありました。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりで、別紙</p>
委員	長岡	

		<p>資料は 38 ページから 40 ページをご参照下さい。</p> <p>場所は、グリーンロードの志布志線から進むと小倉ホームのアパートがありますが、それを右の方に 500 メートル入った所であります。</p> <p>立会人からお聞きしたところ 20 年以上耕作しておらず原野化したという状態でありました。</p> <p>周囲の状況ですが、北側は宅地、東側は原野、南側は畑、西側も畑です。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして、申請地を非農地と判断しても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしく願いいたします。以上報告を終わります。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場		(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認め、非農地と証明することにご異議ございませんか。</p>
会場		(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号 42 番を審議いたします。</p> <p>同じく、現地を調査された、長岡委員説明をお願いいたします。</p>
委員	長岡	<p>議案第 88 号、番号 42 番について報告をさせていただきます。</p> <p>調査日は同じく 11 月 6 日、調査委員も隈元委員、小園委員と私長岡であります。事務局から 2 人でした。</p> <p>申請人は、志布志市志布志町安楽〇〇番地にお住まいの〇〇さんで、立会人は代理人の〇〇さんでありました。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです、別紙資料は 41 ページから 43 ページをご参照ください。</p> <p>場所は、先ほどの番号 41 番の隣の場所であります。</p> <p>周囲の状況ですが、北側は宅地、東側は原野、南側は畑、西側も畑であります。</p> <p>お聞きしますと、先ほどと同じく、20 年以上耕作されず原野化した状況でありました。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして、申請地を非農地と判断しても問題はないとの意見の一致をみました。</p>

		ご審議方よろしくお願いいたします。以上報告を終わります。
議長	山下	はい、ご苦労さまでございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場		(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認め、非農地と証明することにご異議ございませんか。
会場		(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。 次に、番号 43 番を審議いたします。 現地を調査された、青山委員説明をお願いいたします。
委員	青山	それでは、議案第 88 号、番号 43 番について報告いたします。 総会資料は 44 ページから 46 ページになります。 調査日は 11 月 6 日、調査委員は上野委員、野口委員と私青山でございました。また、事務局より 1 名同行いたしました。 申請人は、志布志市有明町伊崎田〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。 立会人は、お母さんであります〇〇さんでございました。 申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。 場所は、県道志布志福山線沿いのアリックスゴルフ場から志布志方面へ 50 メートル行き、そこを右折し、さらに 400 メートル行くと旧鉄道線址の道路との交差点に出ます。その交差点を右折し、100 メートル行った所の右側に申請地はございます。 申請地は、25 年前から耕作されておらず荒廃が進み現在原野化しております。周囲の状況ですが、北側は原野、東側は用悪水路、南側は畑、西側は公衆用道路でございました。 以上のことにより、調査員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして、申請地を非農地と判断しても問題ないとの意見の一致をみました。 ご審議方よろしくお願いいたします。
議長	山下	はい、ご苦労さまでございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場		(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認め、非農地と証明することにご異議ございませんか。

会場		(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。 次に、番号 44 番を審議いたします。 同じく、現地を調査された、青山委員説明をお願いいたします。
委員	青山	それでは、議案第 88 号、番号 44 番について報告いたします。 総会資料は 47 ページから 49 ページになります。 調査日は 11 月 6 日、調査委員は上野委員、野口委員と私青山でございました。また、事務局より 1 人同行いたしました。 申請人は、志布志市有明町伊崎田〇〇番地にお住まいの〇〇さんでございます。立会人は〇〇さん本人でございました。 申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。 場所は、県道尾野見伊崎田線沿いの伊崎田中野公民館を伊崎田方面へ 500 メートル行った所の右側に民家がございます。その民家の右側に申請地はございます。 申請地は、山側に位置しており、30 年前より耕作されていない状況であり、荒廃が進み現在は山林化しております。 周囲の状況でございますが、北側は宅地、東側も宅地、南側は山林、西側も山林でございました。 以上のことにより、調査員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして、申請地を非農地と判断しても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしくをお願いいたします。以上報告を終わります。
議長	山下	はい、ご苦労さまでございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場		(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認め、非農地と証明することにご異議ございませんか。
会場		(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。 次に、番号 45 番を審議いたします。 現地を調査された、野口委員説明をお願いいたします。
委員	野口	はい。議案第 88 号、番号 45 番を報告いたします。 調査日は 11 月 6 日、調査委員は上野委員、青山委員と私です。

	<p>申請人は、志布志市有明町伊崎田〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。立会人は〇〇さん本人でした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。別紙資料は 50 ページから 52 ページです。</p> <p>場所は、伊崎田小学校から約 1 キロ志布志方面へ進むと左側に伊崎田団地があります。その伊崎田団地の裏になります。</p> <p>申請地は、昭和 57 年頃に付近一帯の農地を対象とした土地改良事業によるほ場整備が行われましたが、申請地は残地で傾斜地となっておりクヌギを植栽し、以降そのまま山林化したものでした。</p> <p>周囲の状況ですが、北側は公衆用道路、東側は山林、南側も山林、西側は公衆用道路です。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして、申請地を非農地と判断しても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしくお願いいたします。以上報告を終わります。</p>	
議長	山下	はい、ご苦労さまでございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場		(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認め、非農地と証明することにご異議ございませんか。
会場		(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。
		よって日程第 7、議案第 88 号、非農地証明願の承認については、非農地と証明することに決定いたしました。
		次に、日程第 8、議案第 89 号、非農地証明願に伴う調査委員の指名についてを議題といたします。
		事務局の説明をお願いします。
主任主査	中尾	はい、議長。
		それでは、議案第 89 号 非農地証明願に伴う、調査委員の指名について、ご説明申し上げます。議案書は、22 ページでございます。
		非農地証明につきましては、農地法に基づく 行政処分ではなく、農業委員会が証明行為として、交付するものです。今回の非農地証明願いは 1 件です。

<p>議長 山下</p>	<p>番号46の申請人は、志布志町安楽〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。土地は、志布志町安楽字井手4354番 1,588㎡、同じく字井手4355番 1,152㎡、同じく字井手4356番 2,568㎡、同じく字井手4361番 497㎡でございます。地目は全て畑でございます。</p> <p>申請地は、志布志町安楽にある大迫橋より、県道志布志有明線を本庁方向に約800m進んだところにあります。岩田精米所を左折し 市道上門2号線を南に約1km進んだところの南側の土地でございます。現在、原野化しております。</p> <p>現地調査は、3名で行うこととなっておりますので、前迫委員、白坂委員、吉松委員で提案いたします。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議方、よろしく願いいたします。</p> <p>ただいま事務局から説明がございましたが、これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
<p>会場</p>	<p>(なし)</p>
<p>議長 山下</p>	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これで決定することにご異議ございませんか。</p>
<p>会場</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>議長 山下</p> <p>主任主査 中尾</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって日程第8、議案第89号、非農地証明願に伴う調査委員の指名については、原案どおり決定いたしました。</p> <p>次に、日程第9、議案第90号、農用地利用集積計画の一部取消しについてを議題といたします。</p> <p>事務局で説明いたします。</p> <p>議案第90号、農用地利用集積計画の一部取消しについて、ご説明申し上げます。議案書は、24・25頁となっております。</p> <p>今回の取消し分は、平成21年6月30日に公告した志布志市農用地利用集積計画について、法令に定める手続きに違反して作成した申請書を提出したとの申出があり、確認したところ、その公告は瑕疵のある行政処分であったため、取り消すものでございます。</p> <p>議案書24頁の利用権取消しの総括表を説明いたします。</p> <p>公告日は平成29年11月30日で、始期は平成21年7月1日、終期は平成31年6月30日、設定期間が、10年であります。利用権を取消す面積は、樹園</p>



	<p>地 8,584㎡でございます。</p> <p>詳細につきましては、25頁の明細表をご確認ください。</p> <p>以上で、議案第90号、農用地利用集積計画の一部取消しについて説明を終わります。</p> <p>ご審議方よろしくお願ひいたします。</p>
議長 山下	<p>ただいま説明がございましたが、これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
委員 南	<p>取消しについてですが、期間そのものも全部取り消しですよ。</p>
事務局長 福岡	<p>そのとおりです。</p>
委員 南	<p>この土地は、〇〇さんが耕作されていたわけですか。</p>
事務局長 福岡	<p>そのように聞いております。</p>
委員 南	<p>それで、お聞きしたいのですが、取消しになった後の土地はどうなるのですか。</p>
事務局長 福岡	<p>手続きをされると思います。</p>
委員 南	<p>ほかに、ございませんか。</p>
議長 山下	<p>(なし)</p>
事務局長 福岡	<p>(なし)</p>
議長 山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	<p>(異議なし)</p>
議長 山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、日程第10、議案第91号、農用地利用集積計画決定についてを議題といたします。</p> <p>最初に、所有権の移転について事務局で説明いたします。</p>
次長兼係長 桑迫	<p>はい議長。</p> <p>それでは、議案第91号の農用地利用集積計画決定の所有権の移転分についてご説明いたします。</p> <p>議案書は、27ページから29ページとなっております。</p> <p>最初に27ページの総括表についてご説明致します。</p> <p>公告日は平成29年11月30日で、田が3,267㎡で、畑が860㎡です。所有権を移転する者3人、所有権の移転を受ける者3人で、売買によるものです。</p> <p>次に、28ページの所有権移転の計画について、ご説明いたします。</p> <p>番号30の所有権を移転する者は、有明町野井倉の〇〇さんです。 移転</p>

	<p>を受ける者は、有明町野井倉の〇〇さんで、稲作の規模拡大を図るということです。</p> <p>設定面積は、4筆で1,338㎡の田で、土地代金は36万円です。移転時期等につきましては、平成29年12月8日を予定しております。</p> <p>番号31の所有権を移転する者は、有明町野井倉の〇〇さんです。移転を受ける者は、志布志町安楽の〇〇さんで、稲作の規模拡大を図るということです。</p> <p>設定面積は、2筆で1,929㎡の田で、土地代金は771,600円です。移転時期等につきましては、平成29年12月8日を予定しております。</p> <p>29ページの番号32の所有権を移転する者は、志布志町志布志の〇〇さんです。移転を受ける者は、松山町泰野の〇〇さんで、甘藷の規模拡大を図るということです。</p> <p>設定面積は、1筆で860㎡の畑で、土地代金は20万円です。移転時期等につきましては、平成29年12月8日を予定しております。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議方よろしく願います。</p>	
議長	山下	<p>ただいま説明がございましたが、これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場		(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場		(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、農用地利用集積計画の、利用権の設定及び利用権の転貸について事務局で説明いたします。</p>
主幹兼係長	新村	<p>議案第91号、農用地利用集積計画決定の内、利用権の設定及び利用権の転貸について、ご説明申し上げます。</p> <p>議案書は、30ページから91ページとなっております。通常分と志布志市農業公社分と転貸の3つに分けてご説明申し上げます。</p> <p>まずは、議案書30ページから31ページの利用権設定の総括表を説明いたします。公告日は平成29年11月30日で、始期は平成29年12月1日となります。なお、中間管理機構が関与する分は12月31日となります。設定期間が、1年から20年までで、終期は存続期間によってそれぞれ異なっております。</p>

ます。

利用権の設定面積は、田が7万4,374㎡、畑が24万9,141㎡で、樹園地が27万3,361㎡で、合計しますと59万6,876㎡となり、うち更新分は6万1,174㎡となっております。

利用権の設定をする者の数が115名で、利用権の設定を受けようとする者の数が21名であります。

利用権の設定を受けようとする者が、利用権の設定をする者の数より94名少ないのは、受け手・貸し手双方による複数の方との契約があるためです。詳細につきましては、32ページから83ページの明細表をご確認ください。

次に、志布志市農業公社の分についてご説明申し上げます。

まず、議案書84ページの総括表でご説明申し上げます。公告日は平成29年11月30日で、始期が平成29年12月1日です。設定期間は、4年8か月から10年です。利用権の設定面積は、田が6,585㎡、畑の2万3,860㎡です。合計しますと3万445㎡です。

利用権の設定をする者の数は8名で、利用権の設定を受けようとする者は1名であります。詳細につきましては、85ページから87ページの明細表をご確認ください。

次に、利用権の転貸について、議案書88ページの総括表でご説明申し上げます。公告日は平成29年11月30日で、始期が平成29年12月1日であります。設定期間は2年から10年です。地目別の内訳は、田が2,717㎡、畑の1万8,781㎡です。合計しますと2万1,498㎡です。

利用権の転貸をする者は公益財団法人志布志市農業公社の1名、利用権の転貸を受けようとする者は5名であります。詳細につきましては、89ページから91ページの明細表をご確認ください。

以上で、議案第91号、農用地利用集積計画決定の内、利用権の設定及び利用権の転貸について説明を終わります。

ご審議方よろしくお願いたします。

ただいま説明がございましたが、利用権の設定について、32ページ、番号1番から34ページ番号8番までを審議いたします。

これにつきまして、なにかご意見ございませんか。

(なし)

議長 山下

会場

議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場		(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。 次に、35 ページ、番号 9 番を審議いたします。 番号 9 番と番号 10 番は、長岡委員に関係がございますので、農業委員会等に関する法律第 24 条の規定により、長岡委員には、ここで、退席をお願いいたします。
会場		(長岡委員 退席)
議長	山下	それでは、35 ページ、番号 9 番と番号 10 番を審議いたします。これについて、なにかご意見ございませんか。
会場		(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。 これを認めることにご異議ございませんか。
会場		(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。 ここで、長岡委員の入室を許可します。
会場		(長岡委員 入室)
議長	山下	次に、35 ページ、番号 11 番から 83 ページ番号 119 番までと、30 ページ、31 ページの総括表を審議いたします。 これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場		(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
		(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。 次に、85 ページ、番号 1 番から 87 ページ番号 9 番までと、84 ページの総括表を審議いたします。 これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場		(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。

会場 議長	山下	(異議なし) 異議なしと認めます。 次に、利用権の転貸について審議いたします。 89 ページ、番号 1 番から 90 ページ番号 5 番までを審議いたします。 これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場 議長	山下	(なし) ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めること にご異議ございませんか。
会場 議長	山下	(異議なし) 異議なしと認めます。 次に、90 ページ、番号 6 番と、91 ページ、番号 7 番を審議いたします。 番号 6 番と番号 7 番は、福岡委員に関係がございますので、農業委員会 等に関する法律第 24 条の規定により、福岡委員には、ここで、退席をお願い いたします。
会場 議長	山下	(福岡委員 退席) それでは、番号 6 番と番号 7 番を審議いたします。これについて、なに かご意見ございませんか。
会場 議長	山下	(なし) ご意見もないようでございますので、お諮りします。 これを認めることにご異議ございませんか。
会場 議長	山下	(異議なし) 異議なしと認めます。 ここで、福岡委員の入室を許可します。
会場 議長	山下	(福岡委員 入室) 最後に 88 ページの総括表を審議いたします。 これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場 議長	山下	(なし) ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めること にご異議ございませんか。
会場 議長	山下	(異議なし) 異議なしと認めます。 よって日程第 10、議案第 91 号、農用地利用集積計画決定については、

次長兼係長 桑迫

原案どおり決定いたしました。

次に、日程第 11、議案第 92 号、農業経営基盤強化促進法に基づくあっせん委員の指名についてを議題といたします。

事務局で説明いたします。

はい議長。

それでは、議案第92号の農業経営基盤 強化促進法に基づく あっせん委員の指名について、ご説明いたします。

議案書は93ページとなっています。

番号36番の申出者〇〇さんは、宮崎県北諸県郡三股町にお住いの方で、売買の申出でございます。

土地は、有明町伊崎田字西之俣6255番 1 田で1,008㎡と、同じく6255番 2 田で1,444㎡と、塩水流6290番 畑で615㎡の 3 筆です。

土地の場所ですが、西之俣の田は、曾於街道の大隅衛生企業から 市道飯野・宮塩線を宮塩の方へ1.6キロメートルほど進み右折折し、市道川路・宮塩を900メートルほど進んだ右側にあります。

田は、現在 何も耕作されていませんが、耕作可能です。

塩水流の畑は、市道飯野・宮塩線をさらに、80メートルほど進み右折し、市道塩水流線を300メートルほど進んだ左側にあります。

畑は、現在何も耕作されていませんが、耕作可能です。

あっせん委員の指名につきましては、萩迫委員と青山委員でご提案いたします。

番号37番の申出者、〇〇さんは、有明町野井倉にお住いの方で、売買の申出でございます。

土地は、有明町野井倉字下段5016番 1 田で39㎡と、同じく5016番 2 田で1,342㎡の 2 筆です。

土地の場所は、グリーンロードの野井倉大橋から志布志方向へ200メートルほど進みますと市道飯山・通山 1 号線との交差点がありますが、そこから志布志吉村方向へ70メートルほど進んだところから東へ50メートルほど入ったところにあります。

田は、現在 何も耕作されていませんが、耕作可能です。

あっせん委員の指名につきましては、南委員と野口委員でご提案いたします。

	<p>番号38番の申出者〇〇さんは、有明町野井倉にお住いの方で、売買の申出でございます。</p> <p>土地は、有明町野井倉字下段5012番1 田で644㎡ の1筆です。</p> <p>土地の場所ですが、番号37で説明しました南側に有ります。</p> <p>田は、現在 何も耕作されていませんが、耕作可能です。</p> <p>あっせん委員の指名につきましては、南委員と野口委員でご提案いたします。</p> <p>番号39番の申出者〇〇さんは、志布志町帖にお住いの方で、売買の申出でございます。</p> <p>土地は、志布志町帖字徳蔵3876番1 畑で8,066㎡ の1筆です。</p> <p>土地の場所は、市道昭和・弓場ケ尾線の有川自動車整備工場前から市道弓場ケ尾2号線を450メートルほど進み、市道北又線を南へ300mほど進み、西へ100mほど進んだ所にあります。</p> <p>畑は、現在、甘藷が耕作されています。</p> <p>あっせん委員の指名につきましては、吉松委員と小園委員でご提案いたします。</p> <p>番号40番の申出者〇〇さんは、千葉県流山市にお住いの方で、売買の申出でございます。</p> <p>土地は、志布志町帖字徳蔵3876番2 畑で1,500㎡ の1筆です。</p> <p>土地の場所ですが、番号39の東側隣にあります。</p> <p>畑は、現在、甘藷が耕作されています。</p> <p>あっせん委員の指名につきましては、吉松委員と小園委員でご提案いたします。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議方 よろしく お願いいたします。</p>	
議長	山下	ただいま説明がございましたが、これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場		(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これで決定することにご異議ございませんか。
会場		(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。
		よって、日程第11、議案第92号、農業経営基盤強化促進法に基づく、

あっせん委員の指名については、提案のとおり決定いたしました。  
指名された委員の方々は、よろしく願いいたします。  
以上で、全日程を終了いたしました。  
これで、本日の会議を終了いたします。  
ご苦勞様でした。